



新型コロナウイルスから 生活と雇用を守る緊急支援策まとめ

主な支援策

個人

国民全員に10万円給付
困窮学生へ最大20万円給付
子育て世帯へ児童1人につき1万円給付
休業支援として賃金の80%(最大33万円)給付

事業者

売上半減企業へ最大200万円給付
休業助成1日1人最大15,000円給付
金融機関で4,000万円まで無利子無担保融資
賃料支払で最大100万円6ヵ月給付



令和2年6月発行

衆議院議員 **井上一徳**

舞鶴・後援会事務所

〒625-0062

京都府舞鶴市字森 534 ZERO ビル 2F-B

電話：0773-62-1010

FAX：0773-62-1015

国会事務所

〒100-8982

東京都千代田区永田町 2-1-2

衆議院第二議員会館 1123 号室

電話：03-3508-7286

FAX：03-3508-3736

さくいん

	はじめに	—————	P3
	新型コロナウイルスの影響から 生活と雇用を守るための支援策一覧	令和2年6月8日時点 ———	P4-5
個人	学生と子育て世代への支援	新たに学生への支援が追加 ———	P6
	全国全ての人々への10万円給付	給付手続中 ———	P7
	一時的な資金の緊急貸付	生活支援 ———	P8
	雇用維持・休業者への支援	ひとり親支援 ———	P12
	賃料支払い支援	賃料支払への支援が追加 ———	P9
事業者	事業者への給付	収入が急減した事業者への給付 ———	P10
	事業者への資金繰り支援	無利子・無担保融資 ———	P11
	雇用維持・休業者への支援	雇用調整助成金拡大 ———	P12
	農林漁業者への支援	経営継続補助 ———	P13
	税制上の措置	固定資産税減免・納税猶予 ———	P14
	事業再開支援	販路開拓、設備・IT導入支援 ———	P15
	自治体による事業者への支援・補助	—————	P16
	京都府の事業者への支援給付金など	—————	P16

はじめに

新型コロナウイルス対策で特別な金融支援や財政措置を！

【3月5日総務委員会】

新型コロナウイルス感染は日ごとに拡大し、経済にも深刻な影響を及ぼしています。年度末を控え資金繰りを真剣に心配される声も聞きます。経済が混乱し、社会不安を招くような事態はなんとしても避けなければなりません。

関東大震災(大正12年)や金融恐慌(昭和2年)のときも支払猶予を含む大胆な経済対策がとられました。まさに緊急事態、特別な金融支援措置や財政措置が絶対に必要なときです。



リーマン・ショックを超える対策を！



【4月2日総務委員会】

新型コロナウイルス感染の拡大は日本経済・世界経済に衝撃的な影響を与え、リーマン・ショックをはるかに凌駕する大きさになっています。江戸時代の歴史的な大凶作に例えれば、人々は年貢を払うどころか生活もできないような状況です。こういう危機的な状況下では、税金等の免除・支払猶予と生活給付金の支給が必要です。

私自身は、新型コロナウイルス感染が終息し経済が回復するまでは、消費税率をゼロにするとともに、特に生活に困っている方々を対象に毎月10万円程度を支給すべきと考えています。

疲弊する地方経済に対する配慮も極めて重要です。リーマン・ショックの際には特別な地方財政措置(交付金合計3兆円、地方交付税増額1兆円)がとられましたが、今回はそれを上回る規模の対策が求められます。

現金給付は「スピード」と「わかりやすさ」をもって

【4月7日総務委員会】

“緊急経済対策”の目玉として打ち出される「現金給付」。

私は、まずは日本の全住民を対象に10万円を速やかに給付(1000万円程度以上の十分な所得がある方に対しては所得額が確定した段階で返還請求)した上で、それに加えて、特に生活に困っている方には自己申告制で毎月10万円を支給する制度にした方がよいと考えています。

危機にあってはスピードとわかりやすさが何よりも大切です。中小企業・個人事業主に対する給付などについても同様です。



新型コロナウイルスの影響から生活と雇用を守るための支援策一覧

事務所作成

令和2年6月8日時点

個人の方 生活支援

休業・減収などで緊急に生活費が必要	貸付	緊急小口資金	P 8	貸付上限：10万円 (特例の場合20万円) 返済措置：1年 償還期間：2年以内	各市町社会福祉協議会 相談コールセンター 0120-46-1999
失業・減収などで生活の維持ができない	貸付	総合支援資金	P 8	貸付上限：複数月20万円 単身月15万円 貸付期間：3ヶ月以内 返済措置：1年 償還期間：10年以内	
離職・減収で住宅を失った又は失うかも	給付	住居確保給付金		給付：家賃3ヶ月から9ヶ月分 ※世帯人数や月収により異なる	各市町生活相談窓口 相談コールセンター 0120-23-5572
すべての人々を支援するために	給付	特別定額給付金	P 7	給付額：全国すべての住民一人につき一律10万円	特別定額給付金 コールセンター 0120-260020
アルバイトができない	給付	学生支援緊急給付金	P 6	住民税非課税世帯の学生20万円 それ以外の学生10万円	各大学・専門学校の学生課や奨学金窓口
低所得のひとり親世帯で	給付	児童扶養手当世帯給付金	P12	1世帯5万円 第2子以降1人3万円	厚生労働省HPで公表
子育てにお金がかかる	給付	子育て世帯給付金	P 6	児童1人につき1万円を児童手当に上乗せ支給	申請不要
会社から休業手当を受けられない	給付	新型コロナ対応休業支援金	P12	助成額：休業前賃金の80% 月額上限33万円	休業助成金・支援金 コールセンター 0120-60-3999

事業者の方 休業助成

休業要請に協力した	給付	休業者要請対策事業者支援給付金	P16	中小事業者20万円 個人事業者10万円	休業要請対策事業者給付金 コールセンター 075-706-1300
こどもの世話で仕事ができなくなった	助成	学校等休業助成金		助成額：休校等により就業出来なかった日 1日7,500円(フリーランス) 1日上限15,000円(労働者)	休業助成金・支援金 コールセンター 0120-60-3999
従業員を一時的に休業させたい	助成	雇用調整助成金	P12	助成額：労働者1人1日につき15,000円上限 助成率：大企業3/4・中小企業10/10(解雇無し)	雇用調整助成金 コールセンター 0120-60-3999 厚生労働省HPでも申請可

事業者の方 資金繰り

売上が前年同月比50%以上減少している	給付	持続化給付金	P10	給付額：上限200万円(法人) 上限100万円(個人事業者)	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570
売上が前年同月比50%以上減少または連続する3ヶ月の売上が前年同期比で30%以上減少	給付	家賃支援給付金	P9	給付額：上限100万円(月額)の6ヶ月分(法人) 上限50万円(月額)の6ヶ月分(個人事業者)	中小企業庁 総務課 03-3501-1768
売上が前年同月比30%以上減少	減免	設備・建物の固定資産税減免	P14	売上50%以上減少 全額 30%以上50%未満 1/2	各市町窓口
売上が前年又は前々年同月比5%以上減少している	融資	新型コロナウイルス特別貸付【政府系・無利子無担保融資】	P11	貸付額：6億円以上(中小企業) 別枠8,000万円以内(国民事業) 据置期間：5年以内 償還期間：20年以内(設備)/15年以内(運転)	日本政策金融公庫・事業資金相談ダイヤル(平日) 0120-154-505 (土日祝) 0120-112476 0120-327790
	融資	商工中金・危機対応融資【政府系・無利子無担保融資】	P11	貸付額：6億円以内 据置期間：5年以内 償還期間：20年以内(設備)/15年以内(運転)	商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711
	融資	新型コロナウイルス対策マル経融資【政府系・無利子無担保融資】	P11	融資額：1,000万円以内 据置期間：4年以内(設備)/3年以内(運転) 償還期間：10年以内(設備)/7年以内(運転)	日本政策金融公庫の支店又はお近くの商工会・商工会議所
	融資	民間金融機関における融資【無利子無担保融資】	P11	融資額：4,000万円以内 据置期間：5年以内 償還期間：10年以内	中小企業金融相談窓口 0570-783183 お近くの民間金融機関
	融資	小規模企業共済制度の貸付【無利子無担保融資】	P11	融資額：2,000万円以内 据置期間：1年以内 償還期間：6年以内	中小企業基盤整備機構共済相談室 050-5541-7171

事業への支援

小規模事業者の販路開拓等のため	助成	持続化補助金(販路開拓など)	P15	助成額：上限150万円 助成率：最大3/4	全国商工会連合会 03-6670-3960 日本商工会議所 03-6447-5485
新製品開発等のため	助成	ものづくり補助金	P15	助成額：上限1,050万円 助成率：最大3/4	ものづくり補助金事務局 monohojyo@psona.co.jp
ITツール導入による業務効率化等のため	助成	IT導入補助	P15	助成額：上限450万円 助成率：最大3/4	一般社団法人サービスデザイン推進協議会 0570-666-424
農林漁業者への支援	助成	経営継続補助金	P13	助成額：1事業者につき 上限150万円 助成率：最大3/4	農林水産省経営局 経営政策課 03-6744-0576

新たに学生への支援が追加

新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生のみなさんへ

1 高等教育修学支援新制度 (2020年4月からスタート!)



対象

まだ申し込みしていない人も
4月以降に申し込みできます!

住民税非課税世帯・準する世帯の学生
(4人世帯の目安年収 380万円)

内容

授業料・入学金の免除 / 減額 **+** 給付型奨学金の支給

2 貸与型奨学金 (無利子・有利子)

対象

【無利子奨学金】

目安年収※ 約 800万円

【有利子奨学金】

目安年収※ 約 1,100万円

上記の目安年収は、4人世帯・私立大学生・自宅通学の場合

1・2 共通

申請期間

2020年4月～
(学校ごとに異なります)

申請期間

- ① 申込案内などを学校から受け取る。
- ② 申込案内を確認しながら必要な書類を揃える。
- ③ 学校に必要な書類を提出して、奨学金はインターネットで申し込む。

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の創設

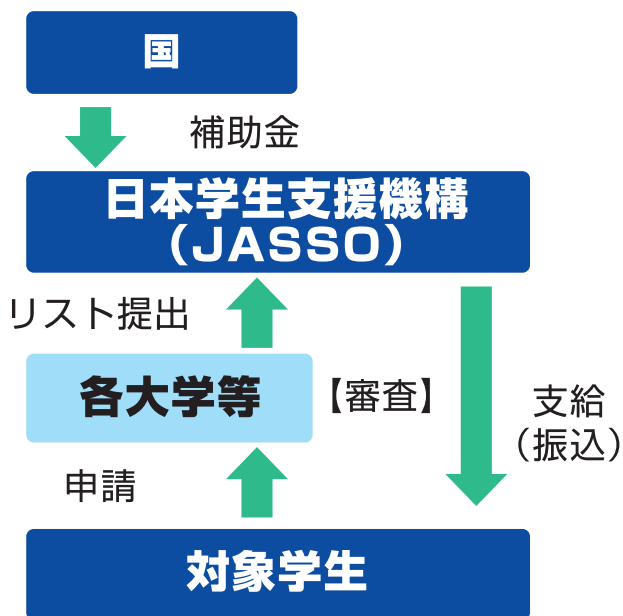
対象学生：国公立大学（大学院含む）・短大・高専・専門学校（日本語教育機関を含む）
※留学生を含む

家庭から自立してアルバイト収入により学費等をまかなっている学生等で、今回の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で当該アルバイト収入が大幅に減少し、大学等での修学の継続が困難になっているもの

対象者：約43万人

給付額：住民税非課税世帯の学生 20万円
上記以外の学生 10万円

事業スキーム



詳しい情報はこちら

新制度の概要
文部科学省
特設 HP



貸与型奨学金の
制度概要
日本学生支援機構 HP



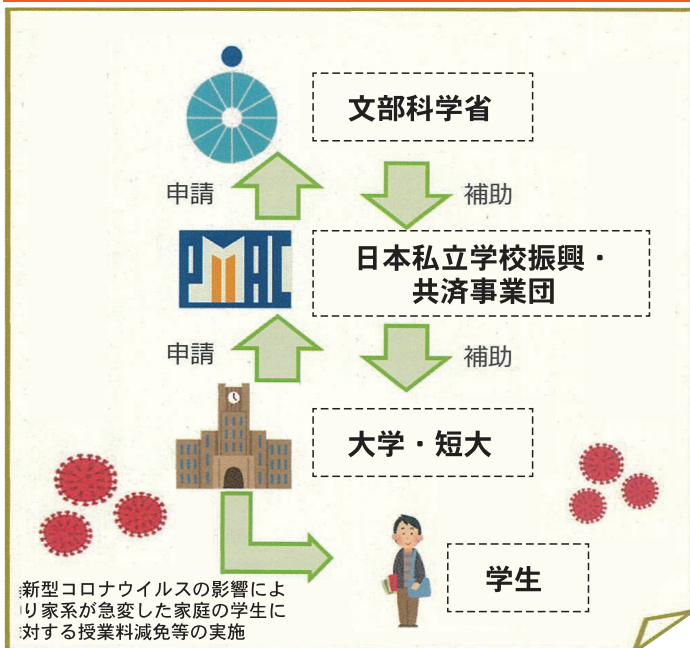
進学資金
シミュレーター
「給付奨学金シミュレーション」
「貸与奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかなどを
大まかに調べられます。)



支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構奨学金相談センター
電話：0570-666-301(月～金 9:00～20:00)
* 土日祝日、年末年始を除く。通話料がかかります。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は、
在学中の学校の学生課や奨学金窓口にご相談して下さい。

補助の流れ 困窮学生に対する授業料減免等



子育て世帯への給付金 対象児童1人につき1万円 ※申請不要

全国全ての人々への 10万円給付 **個人**

給付手続中

特別定額給付金のご案内

お一人、10万円の給付です。

申請手続きで皆様が記載する事項を最小限にしています。

誰に？ 令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記録されている方

いつから 申請の受付開始日は市区町村ごとに決定し、
できるだけ早く申請書を郵送します。
申請は受付開始日から3か月以内に行ってください。

どうやって申し込む？ 市区町村が申請書に皆様の氏名や生年月日を記載し、郵送します。
感染拡大防止のため、郵送やオンラインでの申請をお願いします

郵送方式 申請書に振込先口座などを記入して、
必要書類とともに市区町村に返送ください。

オンライン申請方式 マイナンバーカードをお持ちの方は、
マイナポータルサイトからオンラインで申請できます。

- 世帯ごとに、記入いただいた口座に振り込みます。
- 口座をお持ちでない方は、必要書類を持って市区町村の窓口にお越しください。窓口で給付します。

▶詳しくは、以下のURLまたはQRコードから

<https://kyufukin.soumu.go.jp>

▶お問合せ先は、こちら（特別定額給付金コールセンター）

TEL: 0120-260020

（フリーダイヤル応答時間帯：平日、休日問わず9:00～18:30）



申請書意外に準備すべき書類はありますか？

申請方式により、以下の書類が必要となります。

郵送方式	①本人確認書類	マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し 金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し (水道料引き落とし等に使用している受給権者名義の口座である場合には不要)
	②振込先口座確認書類	
オンライン申請方式	②振込先口座確認書類	※マイナンバーカードを持っている方は、電子署名により本人確認を実施するので、①本人確認書類は不要です。

個人
……
学生・子育て世帯

個人
……
全国全ての人々

個人
……
低所得世帯

個人
……
休業者

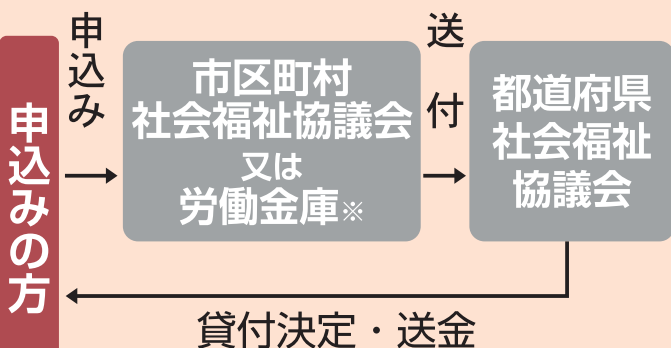
事業者

生活支援

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

貸付手続きの流れ



- 一般的なお問い合わせは
相談コールセンター
TEL: 0120-46-1999
※9:00~21:00(土日・祝日含む)
- お申込みは お住まいの市区町村社会福祉協議会 又は 労働金庫
※郵送でのお申込みもできます。



主に休業された方向け(緊急小口資金)

赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

20万円以内

■据置期間

1年以内

※従来の2月以内とする取扱を 拡大。

■償還期限

2年以内

※従来の12月以内とする取扱 を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

主に失業された方等向け(総合支援資金)※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- (二人以上) 月20万円以内
 - (単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内 ※従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要 ※従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

賃料支払への支援が追加

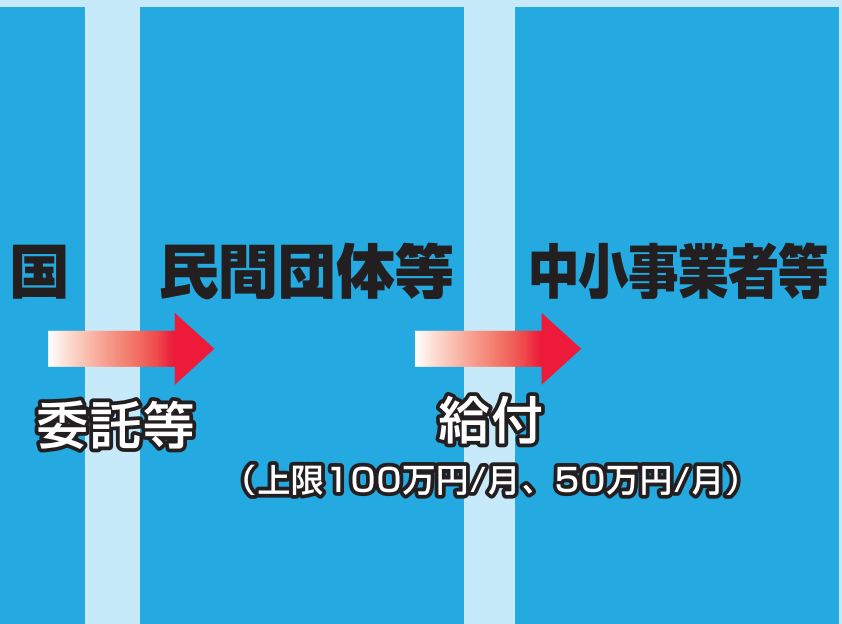
家賃支援給付金 (第2次補正予算で追加)

中小企業庁 総務課
TEL: 03-3501-1768

事業の内容

事業目的・概要

- 地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給します。給付対象となる事業者は、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等になります。

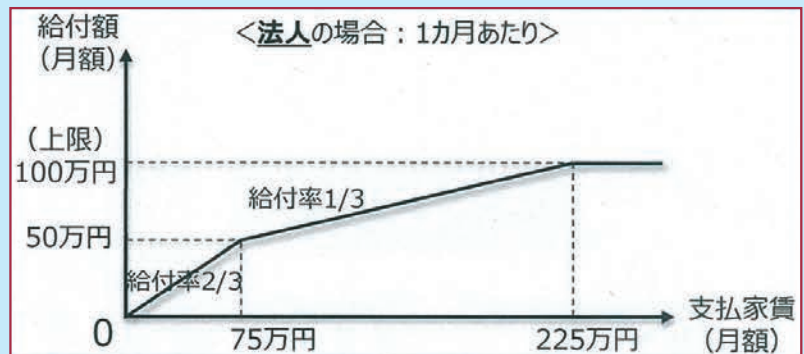


事業イメージ

5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金が支給されます。

- ①いずれか1ヵ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3ヵ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

給付額は、申請時の直近の支払家賃（月額）に基づき算出される給付額（月額）の6倍（6ヵ月分）です。給付率・給付上限額は図の通りです。



※詳しくは中小企業庁HPをご覧ください。

収入が急減した事業者への給付

持続化給付金 に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入） - （前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

給付対象の主な要件

商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間8:30～19:00 5月・6月（毎日）7月から12月（土曜日を除く日から金曜日）

0120-115-570



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

無利子・無担保融資

民間金融機関における 実質無利子・無担保融資

制度概要

都道府県等による制度融資を活用し、民間金融機関にも**実質無利子※・無担保・据置最大5年融資**を拡大します。あわせて、信用保証(セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証)の**保証料を半額又はゼロ**にします。

※一部の都道府県等では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。

対象要件

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用**した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性あるフリーランス含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

その他の要件

融資上限額：4,000万円 (第2次補正予算で増額)

補助期間：保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間

※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。

融資期間：10年以内 (うち据置期間5年以内)

担保：無担保

保証人：代表者は一定要件 (①法人・個人分離、②資産超過) を満たせば不要 (代表者以外の連帯保証人は原則不要)

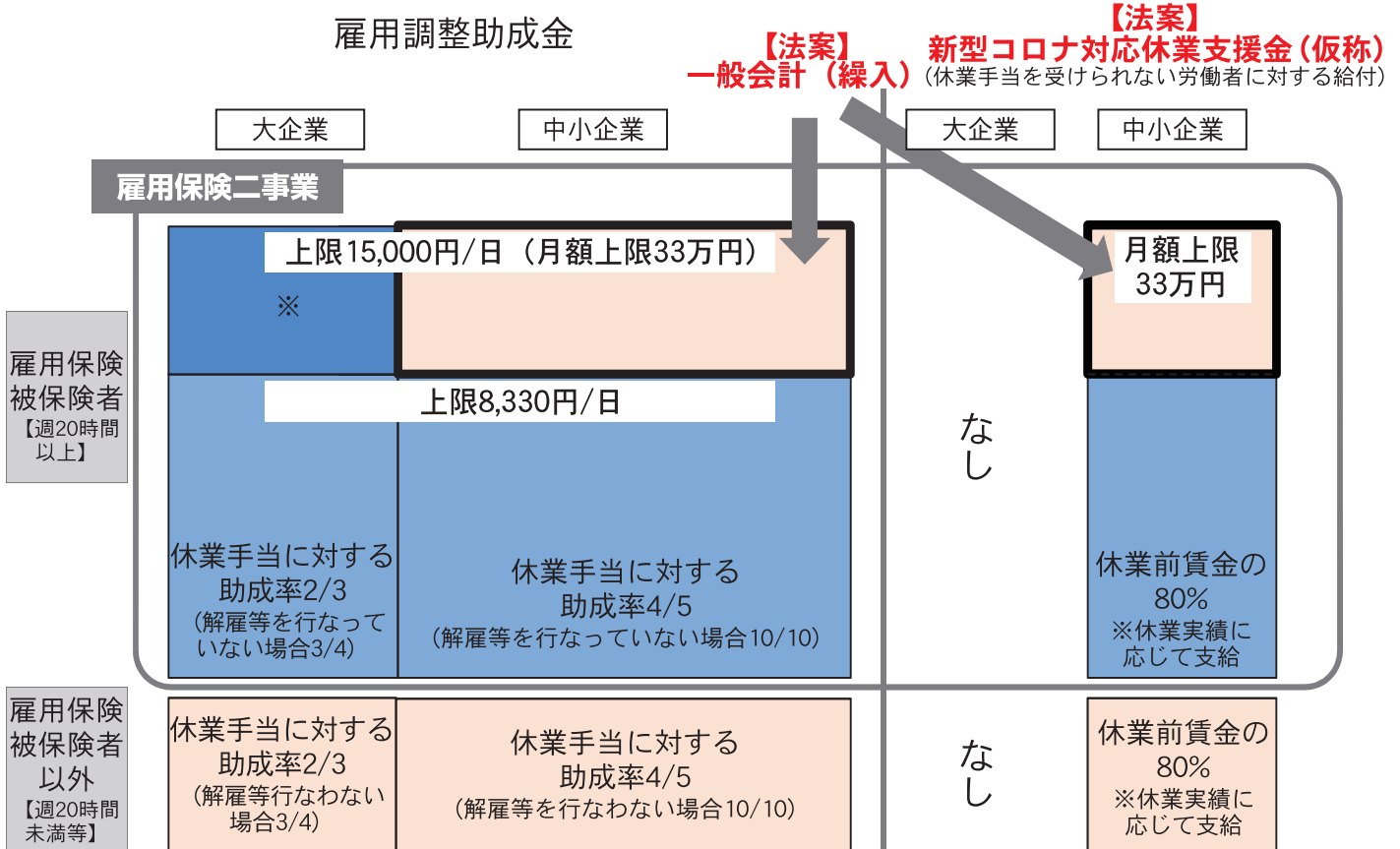
**日本政策金融公庫・商工中金・
小規模企業共済でも緊急の貸付を実施中**

※お近くの金融機関等にお問い合わせ下さい。

「雇用調整助成金拡大・ひとり親支援」

雇用調整助成金の拡充と新たな個人給付制度の創設について

4月1日から9月30日（令和2年度第2次補正予算案に所要額を計上予定）



【お問い合わせ】休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999

低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金について

（1）支給対象者

（第2次補正予算で追加）

【児童扶養手当受給世帯等への給付】

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】

上記①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者

（2）給付額

【児童扶養手当受給世帯等への給付】 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】 1世帯5万円

※詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

経営継続補助

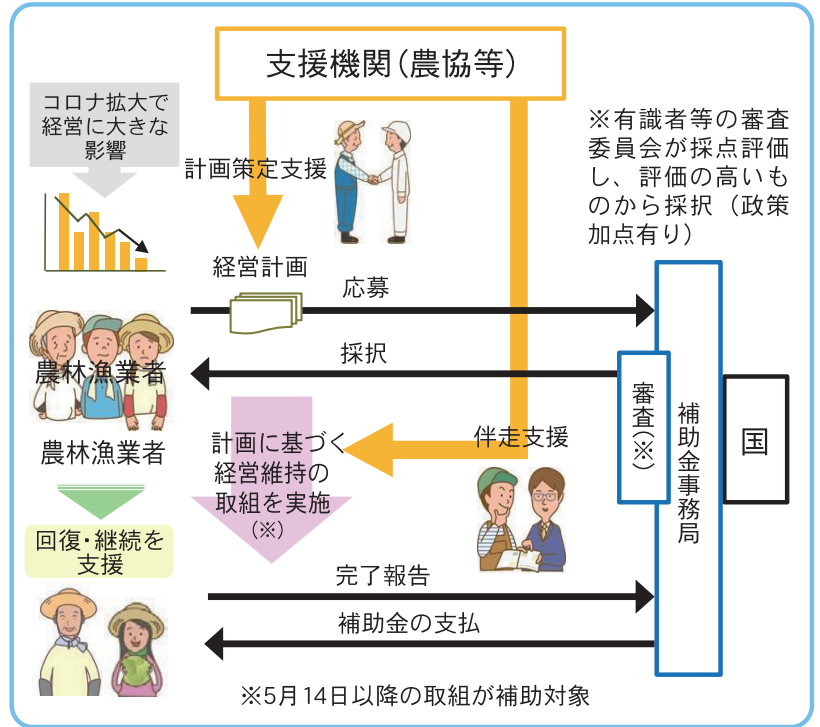
経営継続補助金

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農林漁業者の経営の維持を図ります。

対象：農林漁業者
 助成額：上限150万円
 助成率：最大3/4

<事業イメージ>



[お問い合わせ先] 農林水産省経営局経営政策課 (03-6744-0576)

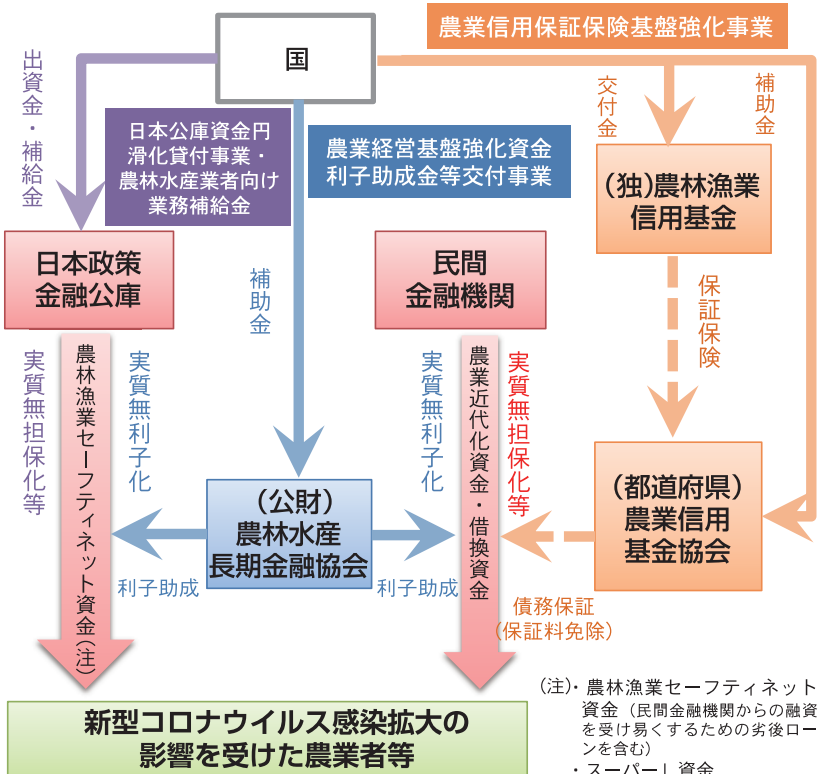
新型コロナウイルス感染症対策のための金融支援事業

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農業者等に対して資金が円滑に融通されるよう、利子助成金等を交付します。



<事業イメージ>



[お問い合わせ先] 農林水産省経営局金融調整課 (03-3501-3726)

固定資産税減免・納税猶予

緊急経済対策における税制上の措置

固定資産税・都市計画税の減免

- 中小事業者の税負担を軽減するため、中小事業者の保有するすべての設備や建物等の2021年度※の固定資産税及び都市計画税を、売上の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とする。※2020年度の固定資産税及び都市計画税は、新たな特例措置(収入が前年同月比20%以上減)に基づき、1年間、納税猶予可能。
- 具体的には、2020年2～10月の任意の3ヶ月の売上が前年同期比30%以上50%未満減少した場合は1/2に軽減し、50%以上減少した場合は全額を免除する。

2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満	2分の1
50%以上減少	全額

＜減免対象＞※いずれも市町村税

- ・設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税(通常、取得額または評価額の1.4%)
- ・事業用家屋に対する都市計画税(通常、評価額の0.3%)

固定資産税の特例(固定ゼロ)の拡充・延長

- 現在、中小企業が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が免除される(固定ゼロの特例)。
- 生産性向上に向けた中小企業の新規投資を促進するため、本特例の適用対象に事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長する。※門や塀、看板(広告塔)や受変電設備など。

納税の猶予

- 2020年2月以降、収入が減少(前年同月比▲20%以上)したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予する。
- 法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税を対象とする。

現行制度	特例
<ul style="list-style-type: none"> ●一定の期間(原則1年)において、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予。 ●原則として、担保の提供が必要。 ●延滞税は軽減(年1.6%) 	<ul style="list-style-type: none"> ●2020年2月から納期限までの一定の期間(1か月以上)において、収入が減少※した場合に1年間納税を猶予。 ※前年同期比概ね20%以上 ●担保は不要。 ●延滞税は免除。

※詳しくは各市町等にお問い合わせ下さい。

販路開拓、設備・IT導入支援

業種別ガイドライン等に基づいて中小事業者が行う、事業再開に向けた消毒設備や換気設備の設置などの取組を支援。

●特別枠（類型 B 又は C）の補助率を引き上げるとともに、感染防止対策の取組に対して、新たに定額補助・補助上限 50 万円の別枠（事業再開枠）を上乗せします。

①事業再開枠（新設）の対象

消毒、マスク、清掃、飛沫防止対策、換気設備、その他衛生管理、掲示・アナウンス

②特別枠の申請要件（※経費 1/6 以上が、以下のいずれかに合致）

類型A: サプライチェーンの毀損への対応

類型B: 非対面型ビジネスモデルへの転換

類型C: テレワーク環境の整備

各補助事業の拡充内容（補助上限・補助率）

	通常枠	特別枠（累計 A）	特別枠（累計 B 又は C）	申込締切日
持続化補助金 （販路開拓等）	50 万円・2/3	100 万円・2/3	100 万円・2/3→ <u>3/4</u>	8/7 または 10/2
【事業再開枠（新設）】50 万円・定額（10/10）※				
ものづくり補助金 （設備導入）	1,000 万円・1/2 （小規模 2/3）	1,000 万円・2/3	1,000 万円・2/3→3/4	8/3
【事業再開枠（新設）】50 万円・定額（10/10）				
IT 導入補助金 （IT 導入）	450 万円・1/2	450 万円・2/3	450 万円・2/3→ <u>3/4</u>	6/26 または 7/10

※事業再開枠の補助額は、総補助額の 2 分の 1 以下であること。

※クラスター対策が必要と考えられる業種（ナイトクラブ、ライブハウス等）はさらに上限を 50 万円上乗せ。

【小規模事業者持続化補助（特別枠）についてのお問合わせ先】

全国商工会連合会

右の QR コードよりご確認ください。

電話番号 03-6670-3960



日本商工会議所

右の QR コードよりご確認ください。

電話番号 03-6447-5485



【ものづくり・商業・サービス補助についてのお問合わせ先】

ものづくり補助金事務局

右の QR コードよりご確認ください。



【IT 導入補助についてのお問合わせ先】

一般社団法人 サービスデザイン推進協議会

右の QR コードよりご確認ください。

電話番号 0570-666-424



京都府の事業者への支援給付金など

[京都府]

名称	給付対象者	給付額
京都府休業要請対象事業者支援給付金 [5/7受付開始]	京都府の緊急事態措置に伴い、施設の休止や営業時間の短縮の要請等にご協力いただいた中小企業・団体及び個人事業主に対して支援給付金を支給 ・府内に事業所を有する中小企業・団体及び個人事業主 ・緊急事態措置の全ての期間（4/18～5/6）のうち、遅くとも4/25午前0時から5/6まで連続して、休止等の対応を実施した者	中小企業・団体 20万円 個人事業主 10万円

【相談先】 休業要請対象事業者支援給付金コールセンター（申請手続きを案内）
TEL：075-706-1300（平日9:00～17:00）

名称	補助対象経費	補助内容
新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金	a コロナウイルスへの対応として行う設備投資や事業継続・売上向上につながる取組等に必要な経費 ※募集期間調整中	小規模企業：上限20万円、補助率2/3 中小企業：上限30万円、補助率1/2
	b 企業グループ支援 “助け合いの輪”推進 - 宅配事業にチャレンジする飲食店が合同で包装容器購入、配送を行うなど、企業同士が連携し助け合う取組等に必要な経費 ※募集締切：令和2年8月31日	対象：2以上の事業者による中小企業等グループ（組合も可） 上限：200千円×グループ構成事業者数＋構成企業数に応じて加算（100千円～1,000千円）（ただし、最大5,000千円以内）補助率：2/3
	c 「食の京都」推進事業補助金 「府内農林水産物」を活用したメニュー開発・提供する飲食店等が、材料購入や広告宣伝を行うなど、「地産地消」を通じた地域の「食」の魅力向上につながる取組等に必要な経費 ※募集締切：令和2年6月15日	上限20万円、補助率2/3
	d 京都府文化活動継続支援補助金 コロナウイルスの影響を受けた府内文化芸術団体が行う文化芸術活動の継続・再開に向けた取組等に必要な経費 ※募集締切：令和2年7月15日 （第2期は令和2年10月15日まで、第3期は令和3年1月15日までを予定）	上限：20万円 補助率：対象経費から市町村等の補助金を減じた額の2/3
	e 京もの農林水産物を3品目以上使用した中食サービス（総菜の加工・販売、仕出し、テイクアウトなど）を開始、拡充するため	上限50万円、補助率2/3

【相談先】 a府中小企業総合支援課、c府観光室、d府文化芸術課、e府流通・ブランド戦略課
TEL: 075-451-8111より各課にお問い合わせください。

綾部市、伊根町、京丹後市、福知山市、舞鶴市、宮津市、与謝野町でも休業支援給付金の上乗せ支給を含め、様々な施策があります。
詳しくは、各市町にお問い合わせ下さい。